

# オープンソースと資金調達の相克と、 信託を用いた解決の展望

西村総合法律事務所  
弁護士 寺本振透

# 要旨

- 技術は広く開放されてこそ生きるものだ。だが、技術開発者は資金調達をしなければならない。そして、資金調達の仕組みは、技術の独占を前提とするものだった。このことは、せっきくのオープンソースの技術を梃子とした資金調達が困難であることを意味する。「信託」がこの障壁に風穴をあける可能性がある。

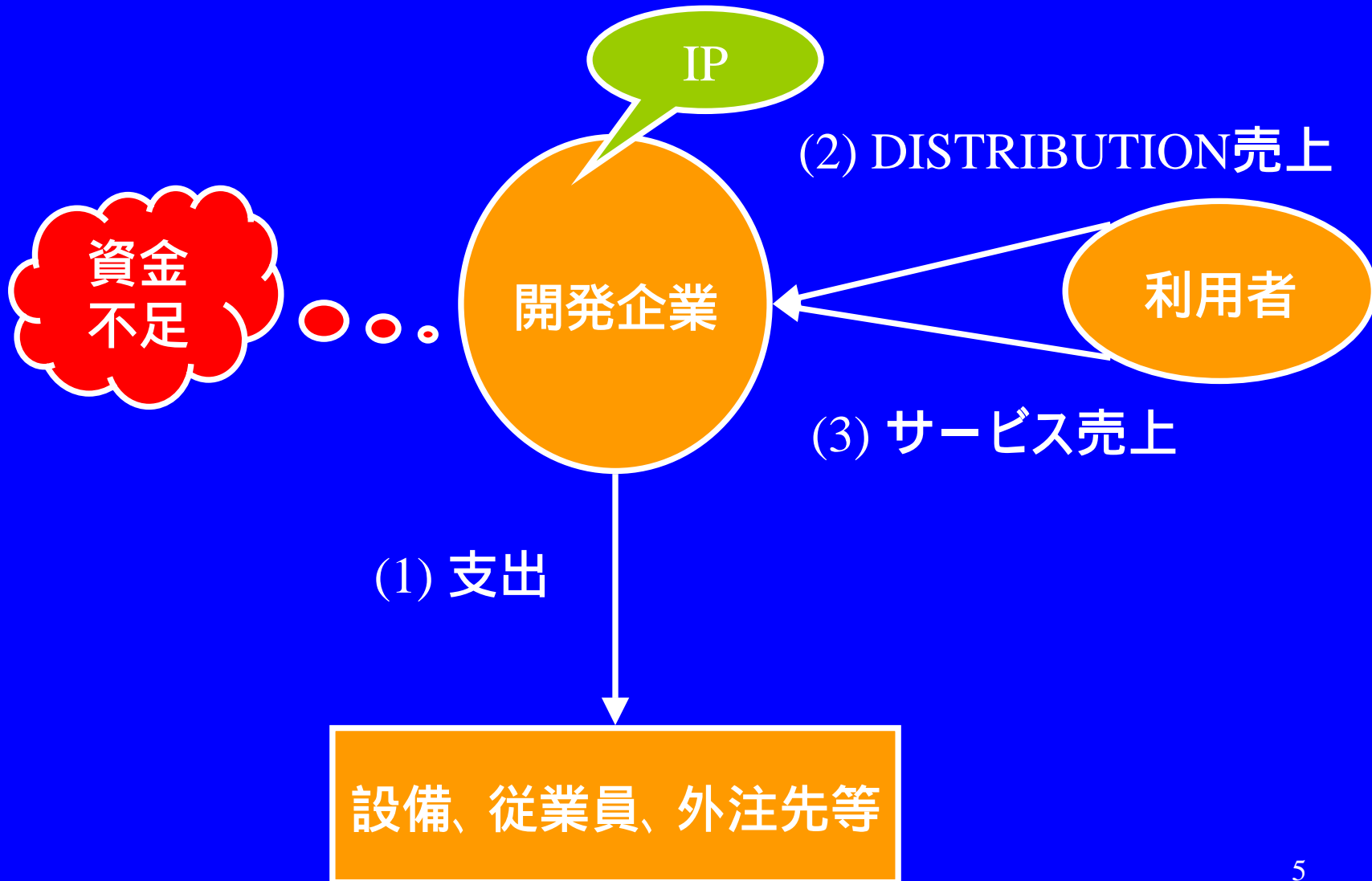
# 知的財産権とは何か？

- 排他的権限
  - 他人に対してxxするな、と請求できる(差止請求権)
  - 他人がxxした場合、損害賠償を請求できる
- 私権
  - 行使するかしないかは権利者の随意
  - 行使の仕方は権利者が選べる

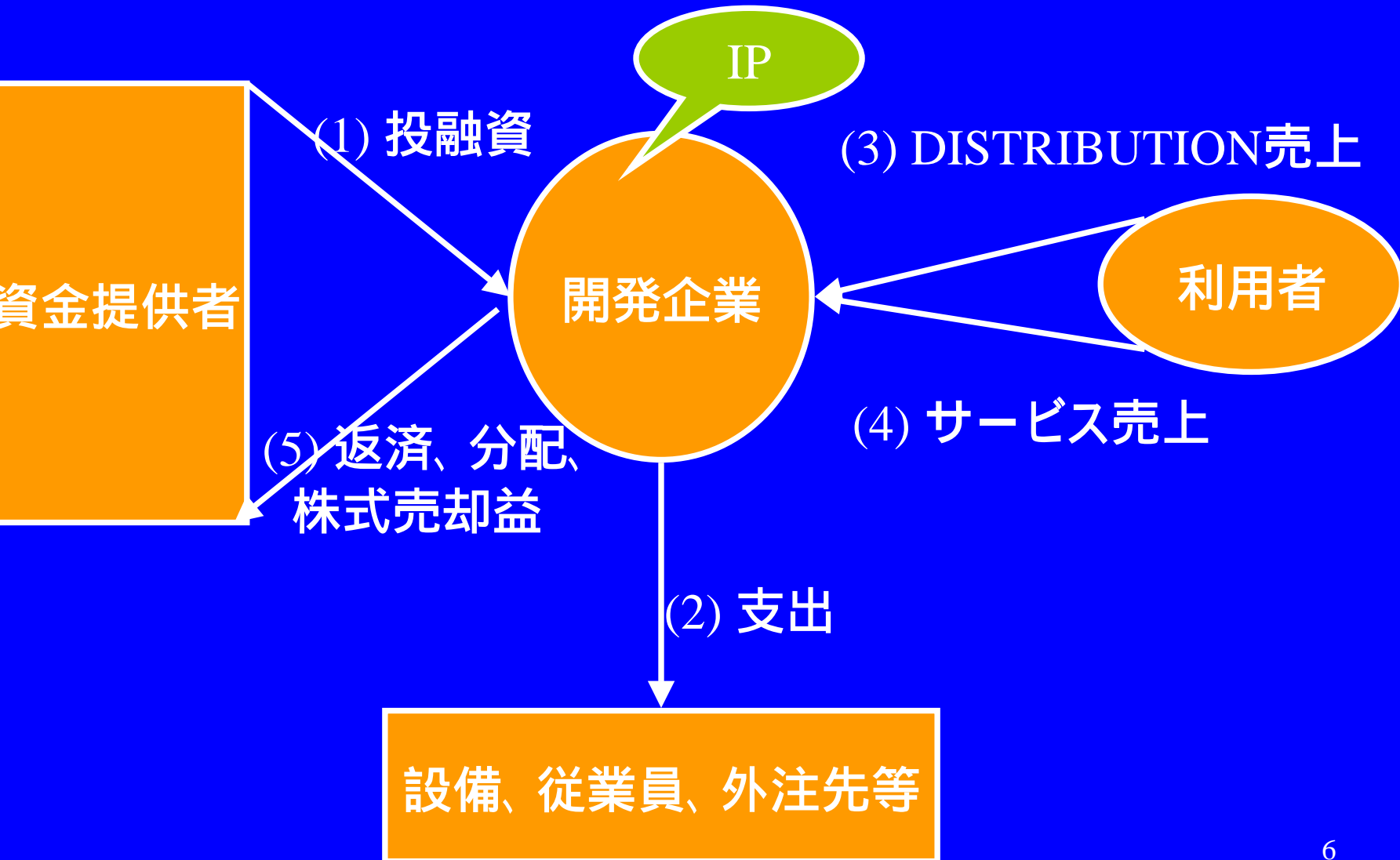
# 知的財産権制度の趣旨

- 独占、囲い込みが目的ではない！
  - 知的創造の奨励。
  - 知的創造の成果の普及。
- 知的財産権が与える独占権は、目的ではなく、以上の目的の手段にすぎない。

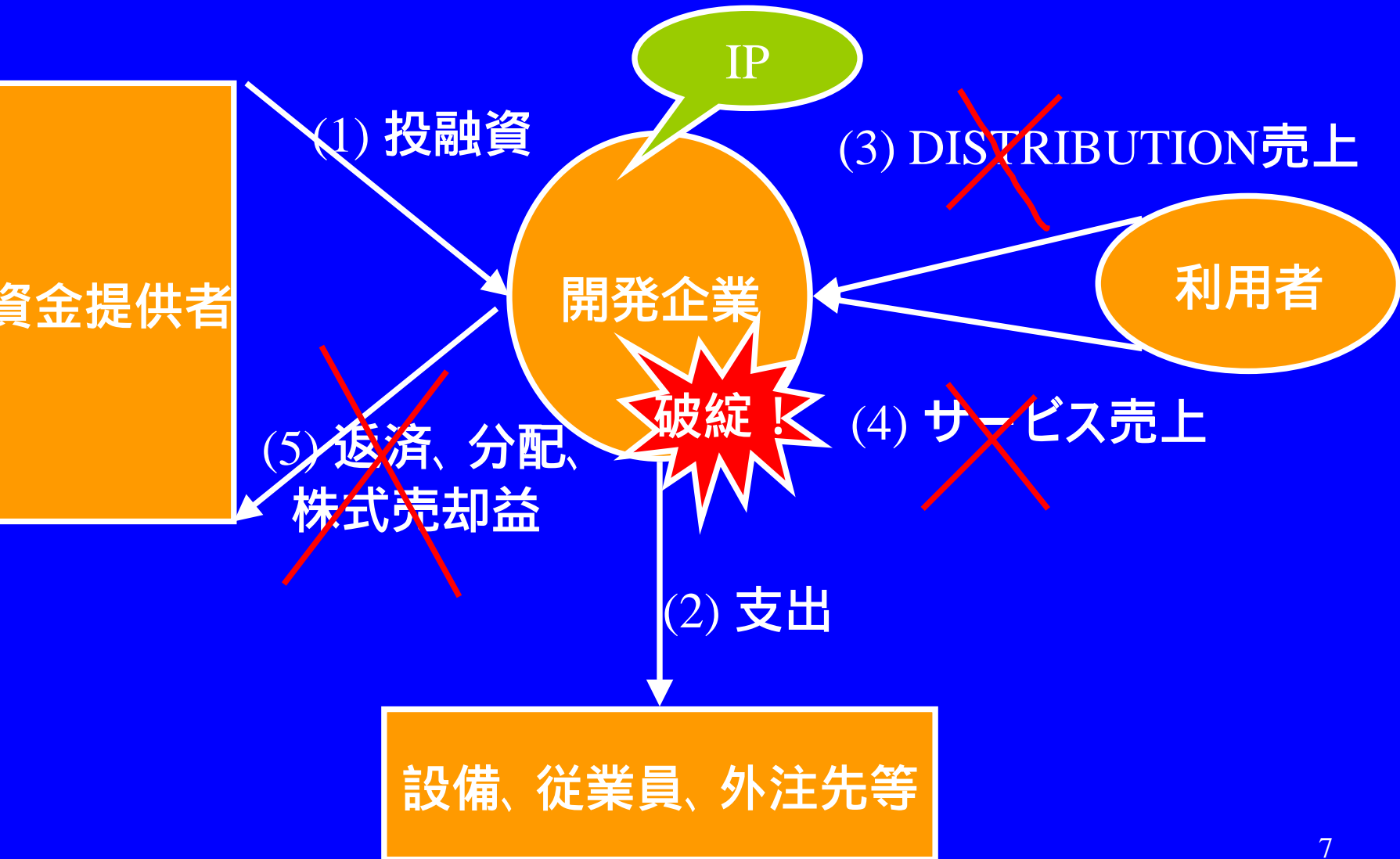
# 支出は収入よりも先に発生する。



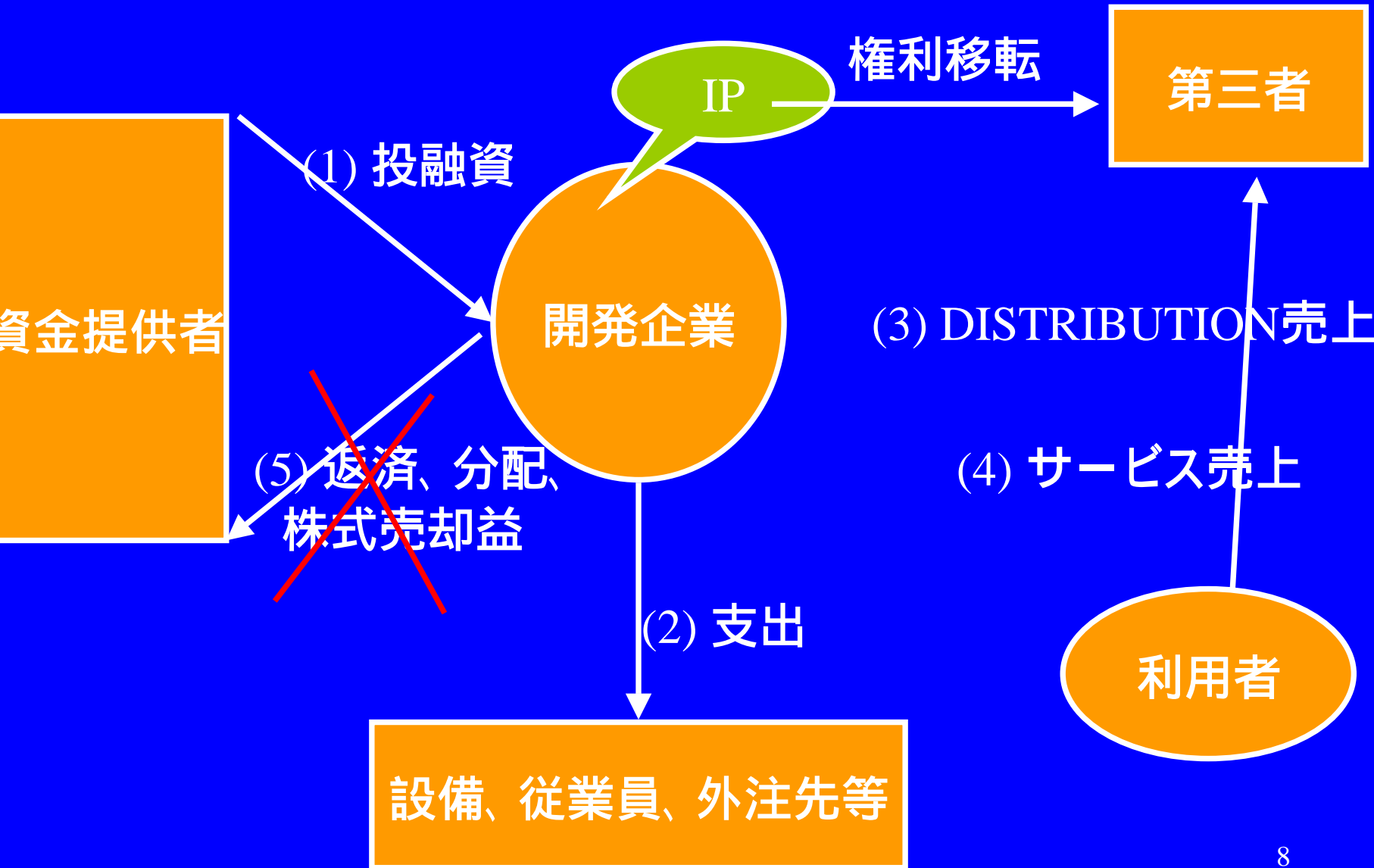
# 外部からの資金調達



# 資金提供者の心配(1)

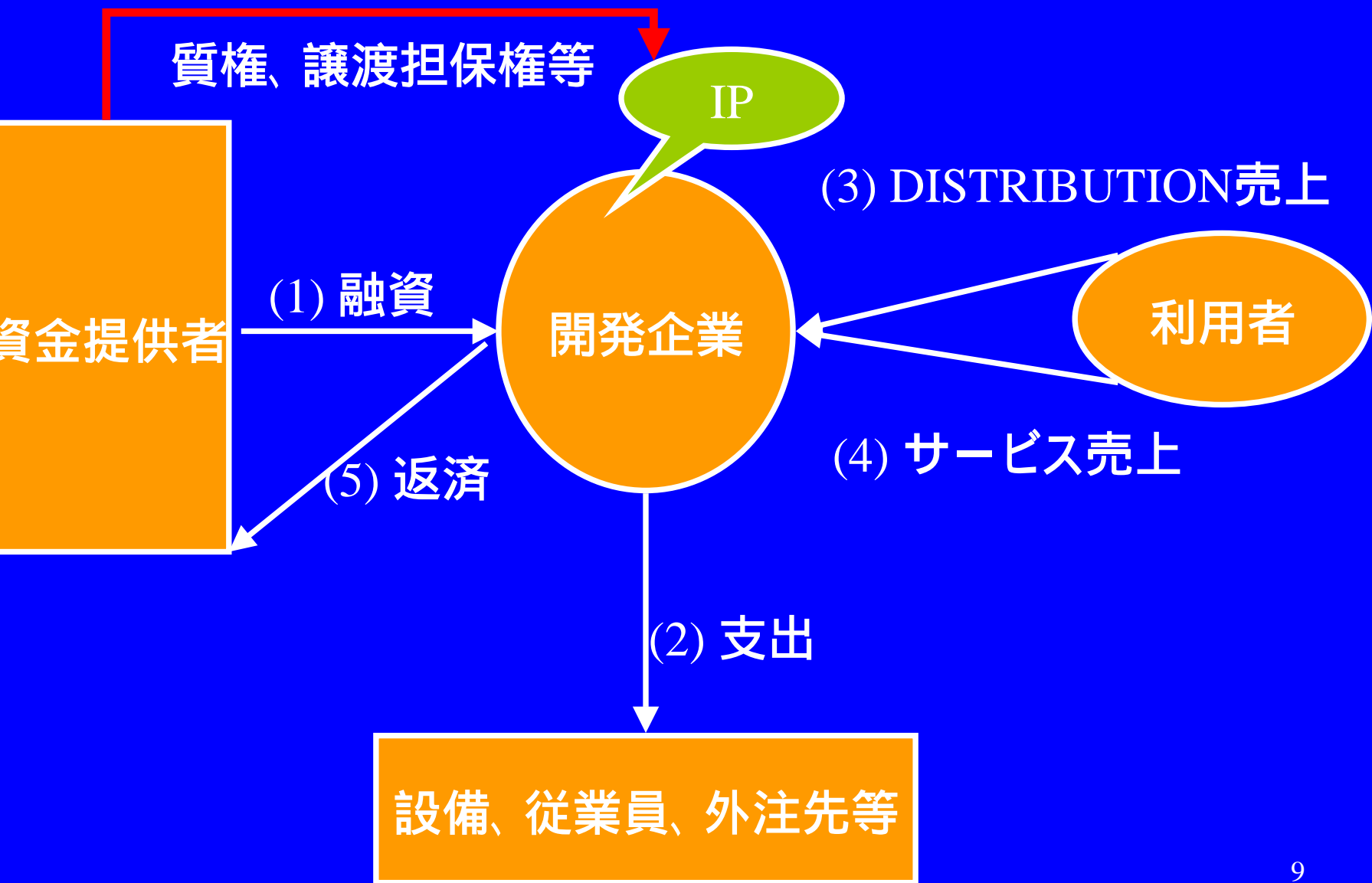


# 資金提供者の心配(2)

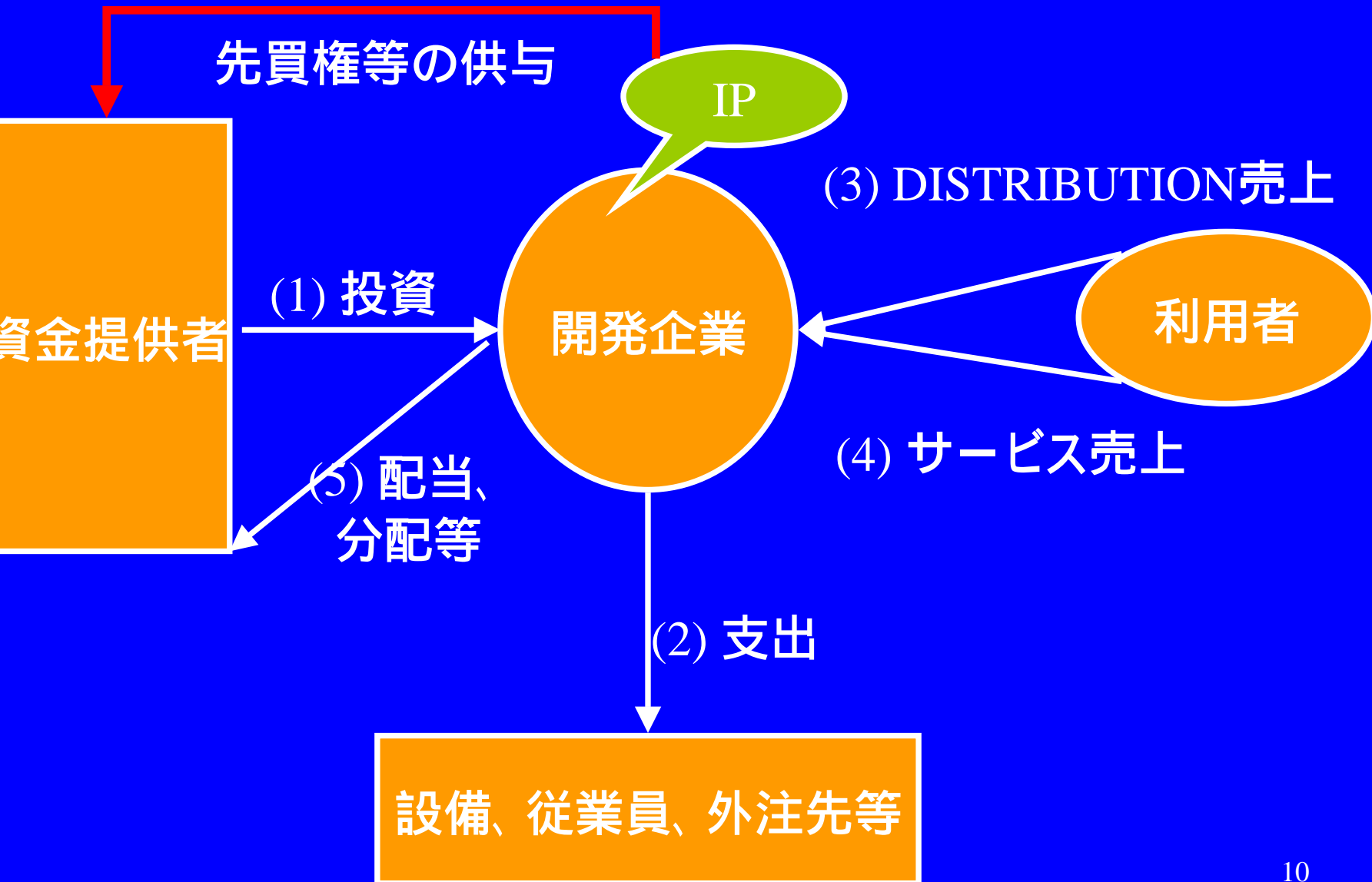




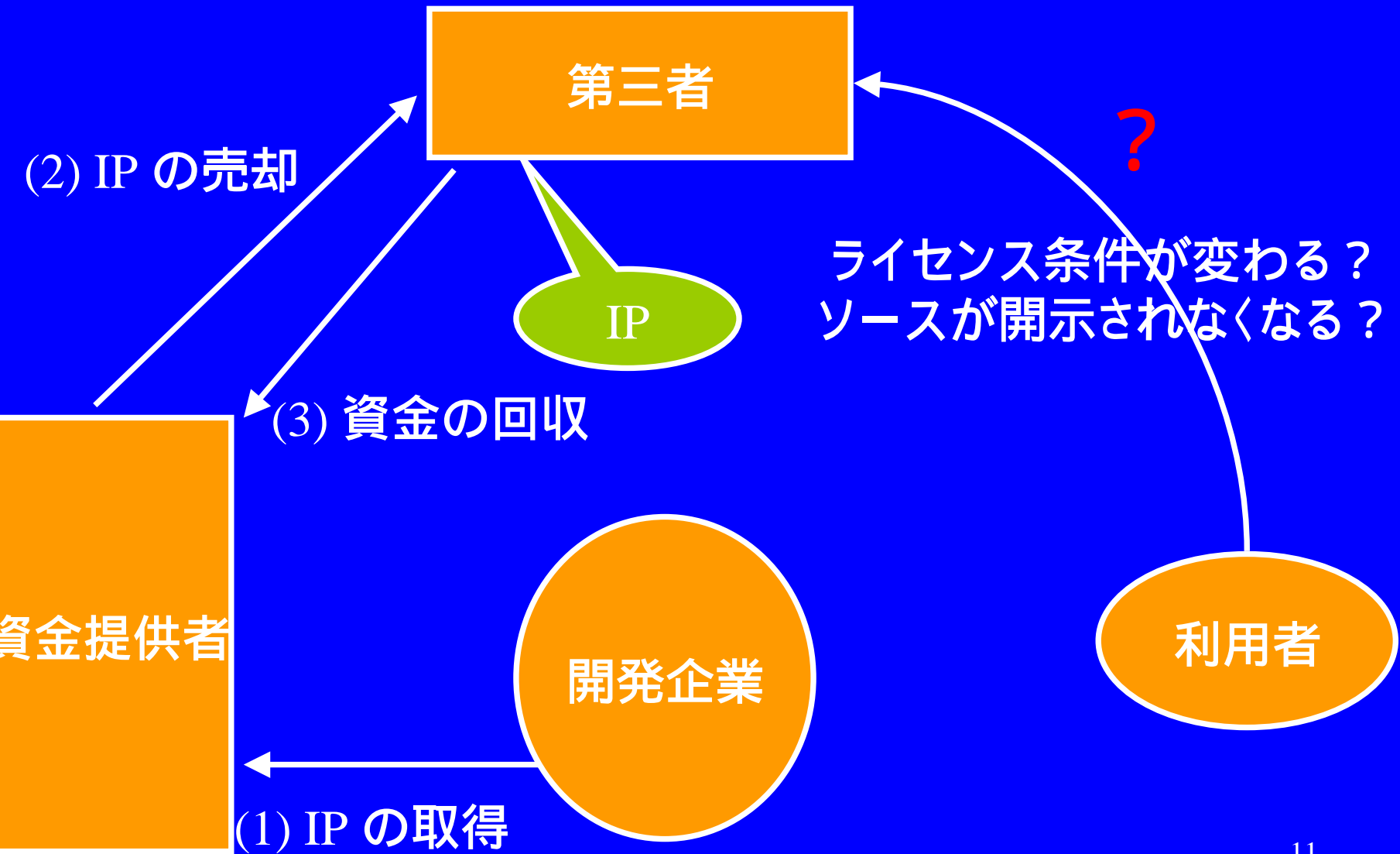
# 資金提供者による担保権の設定



# 資金提供者による先買権の取得



# 担保権または先買権が行使されると？



# オープンソースとの抵触のおそれ

- 開発企業の財務状況が悪化した結果、第三者が知的財産権を取得すると、オープンソースが維持されなくなるおそれがある。
- オープンソース性が維持されないおそれのあるソフトウェアを、「オープンソースにこそ魅力を感じずる」利用者が、その基幹的なシステムのために使ってくれるだろうか？

# オープンソースとの抵触は資金提供者 にとっても不利益をもたらす

- 利用者が「オープンソース性」の継続を信頼しないソフトウェアの利用は定着しない。
- 開発企業による売上は向上しない。
- 資金提供者が得る利得は向上しない。

# 解決方法は？

- 資金提供者の目的
  - 開発企業が破綻しても、当該IPから利益を得ること。
- 利用者の目的
  - 当該IPの利用条件が変わらないこと。
  - 特に、オープンソース性が維持されること。

IP利用の主体となる企業を入れ替えることができれば、  
IP自体を、無理に第三者に売却する必要はないのではないか？

# 資金供給者は何を求めるか？

- 一見、知的財産の独占
- 真実は、知的財産の収益力の確保

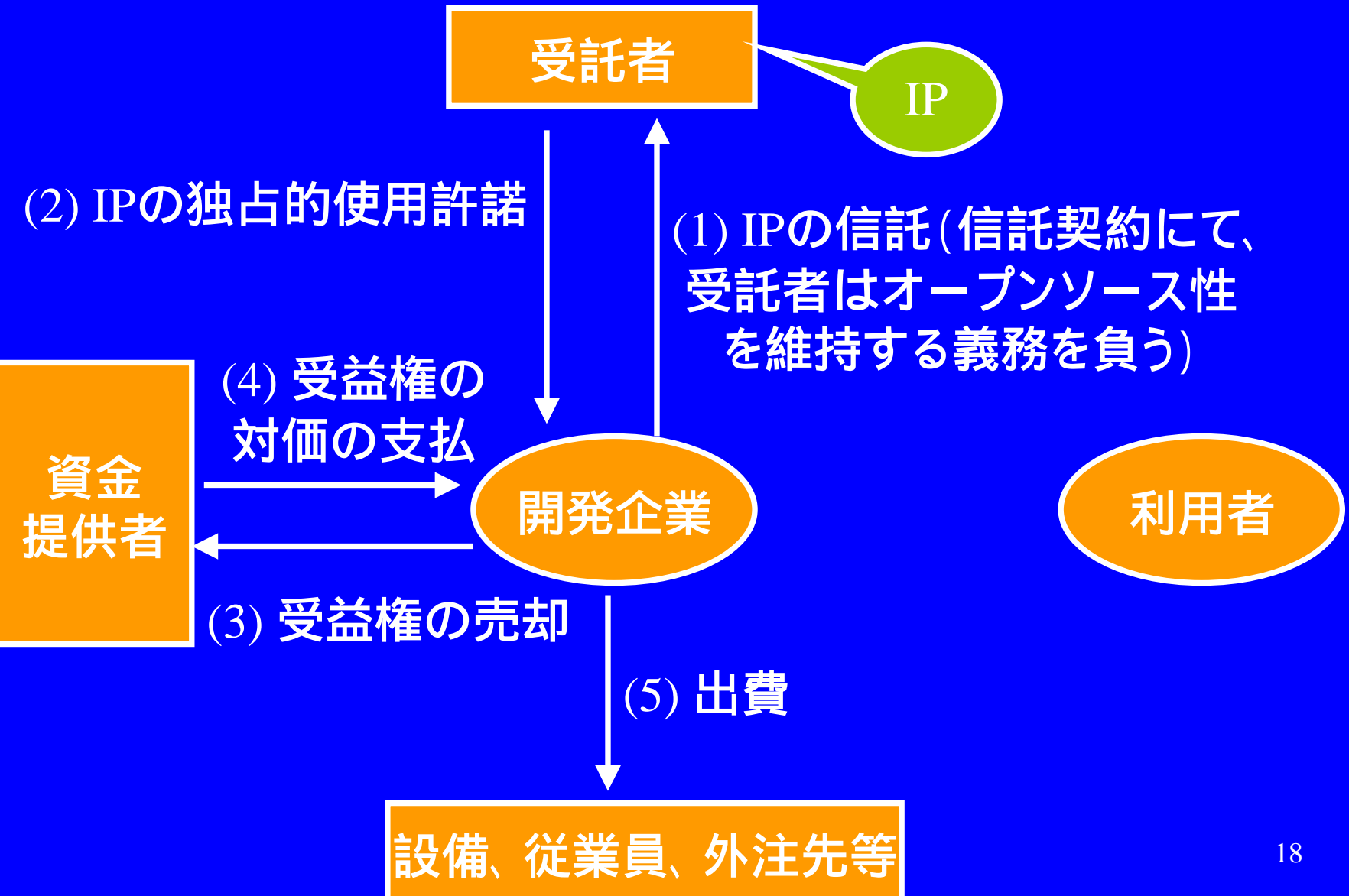
実はオープンソースは、知的財産権の収益力を維持するためには“かなり効果的な”手法



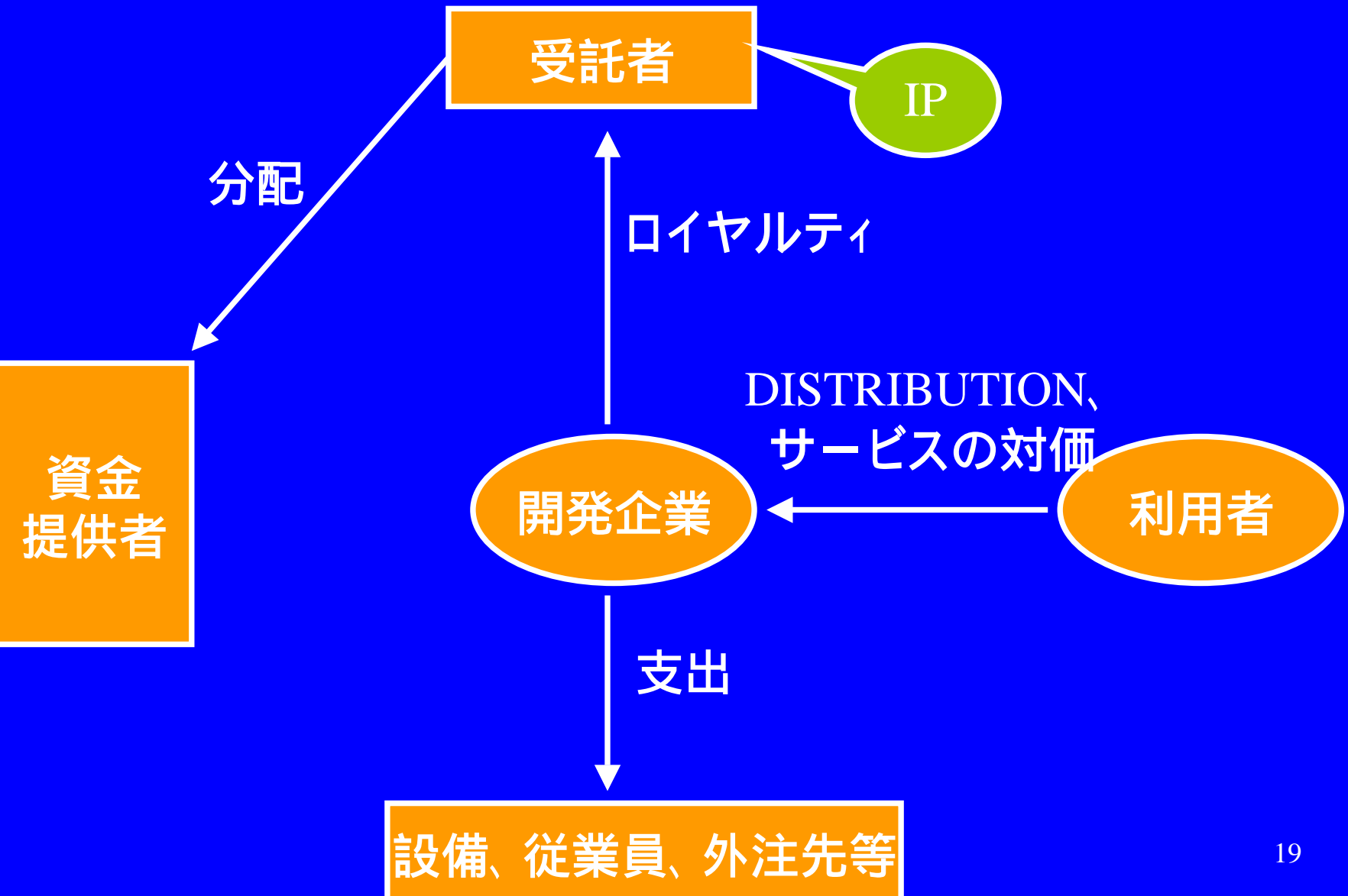
# なぜ？

- ソースが散逸しない
- 人材が散逸しない
- 開発および配布の主体が変わってもソースへの信頼は維持できる。

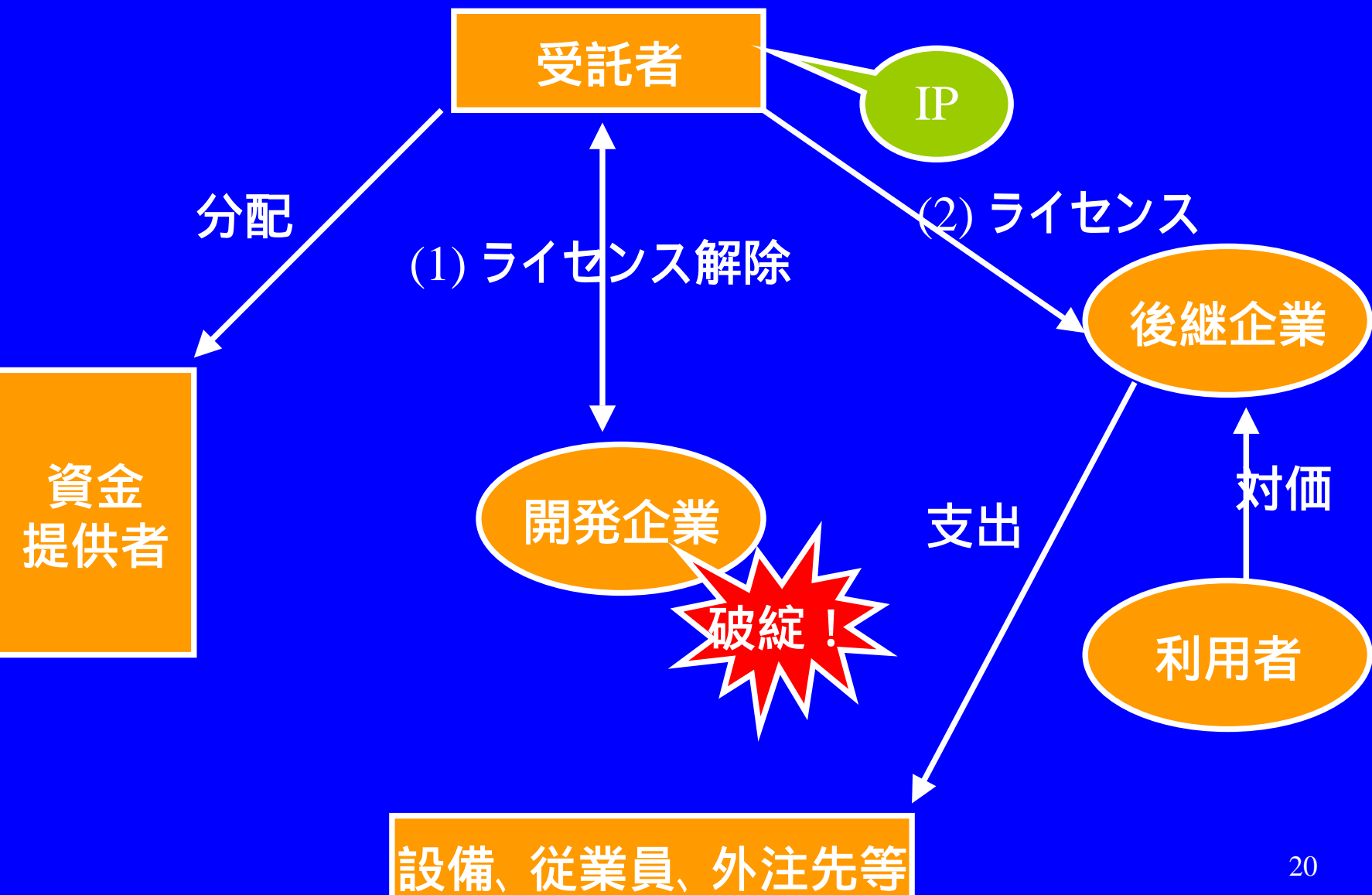
# 信託を利用する手法の検討(1)



# 信託を利用する手法の検討(2)



# 信託を利用する手法の検討(3)

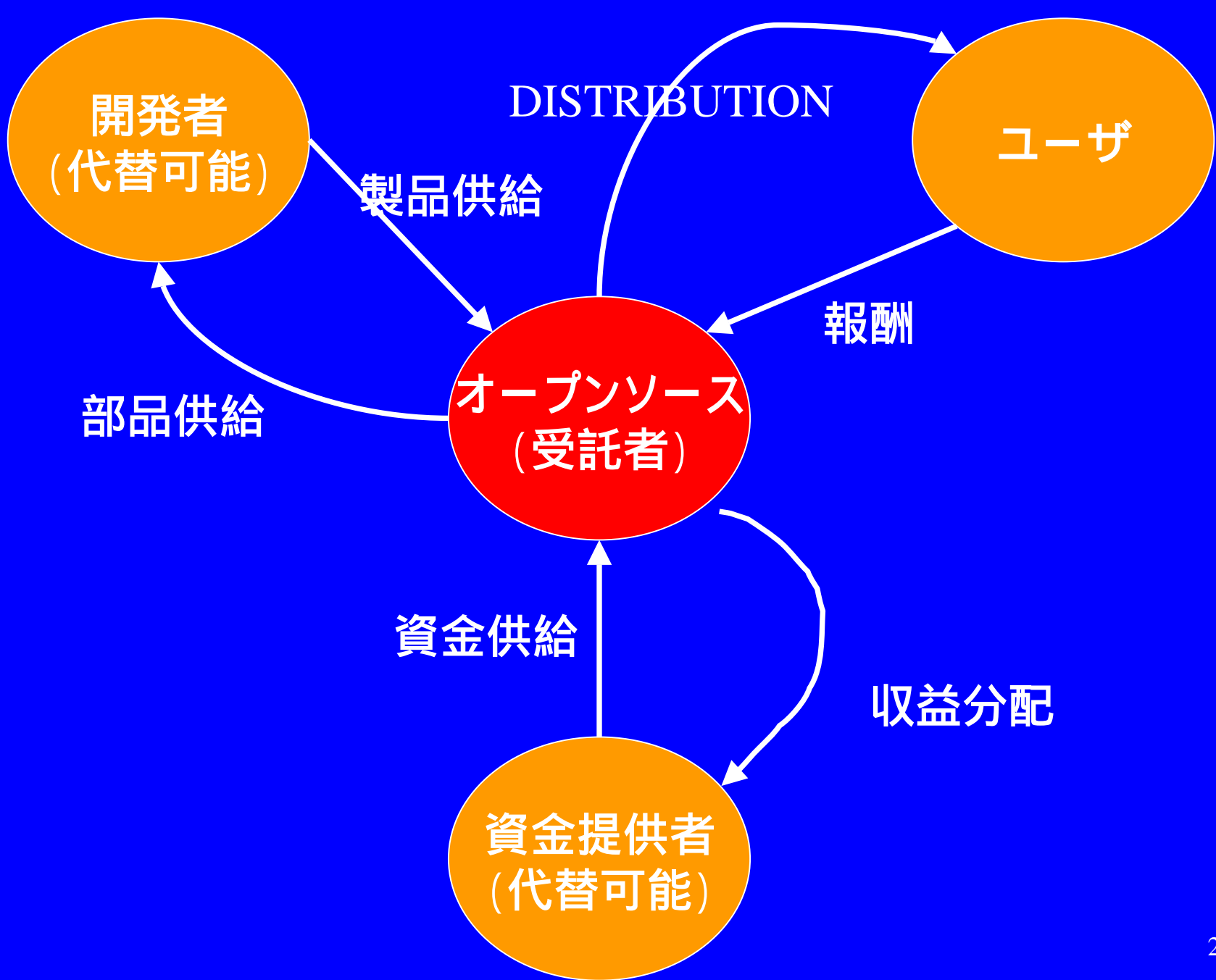


# 信託を利用すれば....

- 当初の開発企業的意思により、オープンソース性を永続的に維持できるから、ユーザにとっては安心。
- 当初の開発企業が破綻しても、IPそのものを売却する必要はない。

# 現行法では知的財産権の 営業的信託を随意に行えない。

- このような無意味な法規制は撤廃されなければならない。
- 投資家の資金を知的財産の開発と DISTRIBUTION のために導入する妨げとなっているという意味では、この法規制は、有害ですらある。
- 知的財産権の営業的信託の公認に向かって法律専門職は発言しつつある。



# まずは、非営業的信託 (民事信託)から....

- 現行法でも、非営業的信託は、知的財産権についても行える。
- 政府系金融機関、NGO/NPO等が知的財産権の信託を受けて、オープンソースの技術開発を支援する仕組みが期待できる。
- 中小企業投資事業有限責任組合が知的財産権信託の受益権に投資できるようにしようとの意見も管轄官庁に届いている。